

橋本市条例第 32 号

橋本市水道事業給水条例及び橋本市飲料水供給施設事業給水条例の一部を
改正する条例を、別紙のとおり公布する。

令和 7 年 9 月 17 日

橋本市長 平木哲朗

橋本市水道事業給水条例及び橋本市飲料水供給施設事業給水条例の一部を改正する条例

(橋本市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 橋本市水道事業給水条例(平成18年橋本市条例第215号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(工事の施行) 第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定した指定給水装置工事事業者(以下「指定業者」という。)が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者(法第3条第5項に規程する水道事業者をいう。以下同じ。)</u>又は他の水道事業者が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。 2・3 略	(工事の施行) 第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定した指定給水装置工事事業者(以下「指定業者」という。)が施行する。 2・3 略

(橋本市飲料水供給施設事業給水条例の一部改正)

第2条 橋本市飲料水供給施設事業給水条例(平成18年橋本市条例第169号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(工事の<u>施行</u>) 第7条 給水装置工事は、市長又は市長が水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第1項の指定した指定給水装置工事事業者(以下「指定業者」という。)が<u>施行</u>する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の水道事業者(法第3条第5項に規程する水道事業者をいう。以下同じ。)</u>又は他の水道事業者が同項の指定をした者が給水装置工	(工事の<u>施工</u>) 第7条 給水装置工事は、市長又は市長が水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第1項の指定した指定給水装置工事事業者(以下「指定業者」という。)が<u>施工</u>する。

事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により指定業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ、市長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により給水装置工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(工事費の算出方法)

第9条 市長が施行する給水装置工事の費用は、次の合計額とする。

(1)～(6) 略

2・3 略

(給水装置の変更等の工事)

第11条 市長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第38条 略

2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(過料)

第45条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科し、又は損害があったときは、これを賠償させることができる。

(1) 略

(2) 正当な理由がなくて、第8条第2項に規定する給水装置工事の施行上の指示、第16条第2項に規定するメーターの設置、第25条に規定する使用水量の計量、第37条第1項に

2 前項の規定により指定業者が給水装置工事を施工する場合は、あらかじめ、市長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により給水装置工事を施工する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(工事費の算出方法)

第9条 市長が施工する給水装置工事の費用は、次の合計額とする。

(1)～(6) 略

2・3 略

(給水装置の変更等の工事)

第11条 市長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施工することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第38条 略

2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定業者の施工した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(過料)

第45条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科し、又は損害があったときは、これを賠償させることができる。

(1) 略

(2) 正当な当な理由がなくて、第8条第2項に規定する給水装置工事の施工上の指示、第16条第2項に規定するメーターの設置、第25条に規定する使用水量の計量、第37条第1

規定する給水装置の検査又は第39条に規定する給水の停止を拒み、又は妨げた者。 (3)・(4) 略	項に規定する給水装置の検査又は第39条に規定する給水の停止を拒み、又は妨げた者。 (3)・(4) 略
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。